

論点① 適正管理措置ガイドラインについて

- ✓ 適正管理措置ガイドライン案は、全体的にみると常識に則った内容であると考えており、特に営業秘密にすることを規定することは、民間事業者にとって大変わかりやすいため賛意を表す。
- ✓ 日本が世界と比べて弱かった情報保全に関して、4つに分けて整理することはわかりやすい。政府の情報についてはセキュリティクリアランスとして検討をしているが、適正管理措置ガイドライン案においても「Need to know」の記載があったため、官民両方に理解しやすく、これが浸透していけばよいと思う。
- ✓ 経済安全保障政策の他の制度についても、保全すべき情報についての措置が規定されるようになるかと思うが、営業秘密との関係性については全体的な観点から整理していただきたい。
- ✓ 他の施策における情報管理は、それぞれ目的が異なるため、内容が違うことについては構わないが、違う部分が合理的に違うのかどうかということも含めて整理をしたほうがよい。現在のセキュリティクリアランスの議論は政府情報のみでありこの点は本制度とは異なるが、一方で民間保有情報の議論もあるため、特許出願非公開制度の場で議論するというわけではないが、整理は必要である。
- ✓ 適正管理措置の対象となる技術情報は、出願の関連文書だけでなく、事業者内の一連の発明の活動の中での設計のノウハウや生産技術なども含む広範なものになり得ることなので、この範囲に対する事業者からの問い合わせや照会には対応をお願いしたい。
- ✓ 本制度は経済安全保障という視点からのものなので、企業に求める適正管理措置、特に技術的管理措置の内容は、同盟国において求められているものと比べて、必要十分であるのか、それとも足りないのかを継続的に確認して、必要な改善をしていただきたい。
- ✓ 組織的管理措置に関して、対象となる企業は組織の状況や経営管理などの様々な事業があるところ、一律に基準を設けるというわけではなく、それぞれの企業に合わせて工夫してもらうという考え方は、これで結構である。一方、それぞれの企業で、例えばどのような教育訓練をしているのかなどを報告してもらう、あるいは相談してもらうなどの丁寧な措置が加えられていけばよいのではないかと考える。
- ✓ 人的な情報管理について、研究は色々な人とディスカッションをして進んでいくため、ノウハウ等の核になるところ、誰かの知識となった部分を濃縮して権利化することになるが、Kプロなどのプロジェクトにおいても十分な議論をしながら制度設計することをお願いしたい。
- ✓ 大企業はクラウドサービスを利用していることが多いため、経済安全保障推進法第67条第9項の保全審査における事前意思確認の通知を受けた場合、情報の管理をオンプレミスに戻すことを想定している。一方で、昨今はオンプレミス環境よりもクラウドサービスを利用した方がセキュリティに優れている場合もあり、適正管理措置における物理的管理措置の特定区域に関する考え方については、時代に即して適宜見直しの検討をしていただきたい。

特許出願非公開に関する検討会合 議事のポイント

論点② 損失の補償に関するQ&Aについて

- ✓ 損失補償のQ & Aの案では、かなり厳密な整理をしてもらったと理解した。
- ✓ 製品の販売又は実施許諾による利益は保全指定によって逸失する利益であるので、これを補償の対象にすることは理に適っている。
- ✓ 開発設備費に関しては、保全対象発明に係る費用のみが対象であり、例えば、設備を二次市場で販売するか、他の製品開発に転用できれば、補償の対象にならないと理解する。また、保全対象発明のみに係る開発設備費については、特許権は独占権ゆえ、発明を独占的に実施した場合に得られるはずの利益によってカバーするということが原則であると理解している。
- ✓ 日本で出願をして保全指定がなされて外国出願ができなくなった時、他の出願人が保全対象発明とまったく同じ発明を海外へ出願して特許権を取得した場合、海外でその発明を実施しようとする差止請求を受けてしまうケースが考えられる。そうした場合、保全指定期間中だけでなく、海外で取得された特許権の存続中も損失が生じることがあり得るため、その旨を明確にしていきたい。
- ✓ 保全指定されることにより海外に出願することができず、特許権をとられてしまうケースの指摘があったが、一般的に営業秘密に関するケーススタディでよくあるもので、営業秘密にしたところ海外で特許化されて、訴えられるという最悪のケースである。保全指定の場合もこのような点も配慮して指定しなければならない。保全指定解除後に毎年損失が発生したという請求があるということは好ましい状態ではない。このようなことが起こらないように保全指定しなければならないが、このようなケースに補償がされないのは合理性を欠くのではないかとの指摘もある。これは非常にまれなケースではあるものの、補償されないことはあってはならないと思う。
- ✓ 実施許諾料の記載が多いが、本制度の対象になり得る発明はコア技術に近いものが多いと考えられ、他社に実施許諾をすることなく自社で独占するというケースが考えられる。また、実施許諾料という表現が多く散見されると、所謂ランニング・ロイヤリティ程度の安い金額しか補償されないというイメージを持たれてしまい、保全指定を避けるため発明の内容を公開してしまうという流れになりかねない。このような流れは本制度の趣旨に反する動きとなるため、中小企業やスタートアップ企業等への周知の仕方は工夫をしていただきたい。
- ✓ 国を被告にする裁判となった場合、保全対象発明情報が裁判により公開されてしまうことを懸念する。

論点③ その他

- ✓ 本制度は、重要な技術を対象とするものであるが、イノベーションを阻害するものであってはいけないという重要な施策の一つの柱になるため、経済安全保障制度の全体の中での位置付けや全体とのバランスをとりながら進めていきたい。
- ✓ 特に地方の事業者・事業団体に対しては、直ちに対応が必要になるか否かについては濃淡があるうとは思いますが、当制度の周知、徹底について継続して尽力をお願いしたい。
- ✓ 昨今、日本では国際共同研究が大事であるという議論がなされていて、その過程で知財の権利化というプロセスがあり、その際、同志国における秘密特許のプロセスや同等性についてどのように整合させるかが若干気になる。